

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景

介護保険制度は創設から20年が経ち、5,000人弱であった要支援・要介護認定者数は平成30年度末に12,000人を超えています。また、介護サービスの提供体制の整備も進んでおり、介護保険は介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着しています。

わが国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム^{*}の構築に取り組んできました。また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上人口が急速に増加するものと予測されています。

本区においては、今後高齢者人口の増加が続く中で、85歳以上の高齢者の割合が増え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。さらには、介護する家族の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足など様々な課題が浮かび上がっており、これらの課題に対応しながら高齢者の生活を支えていくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、介護の現場においても十分な感染防止対策を行った上での介護サービスの提供継続が求められるとともに、感染症や災害等の発生時に適切かつ迅速に対応するための危機管理体制の構築が求められています。

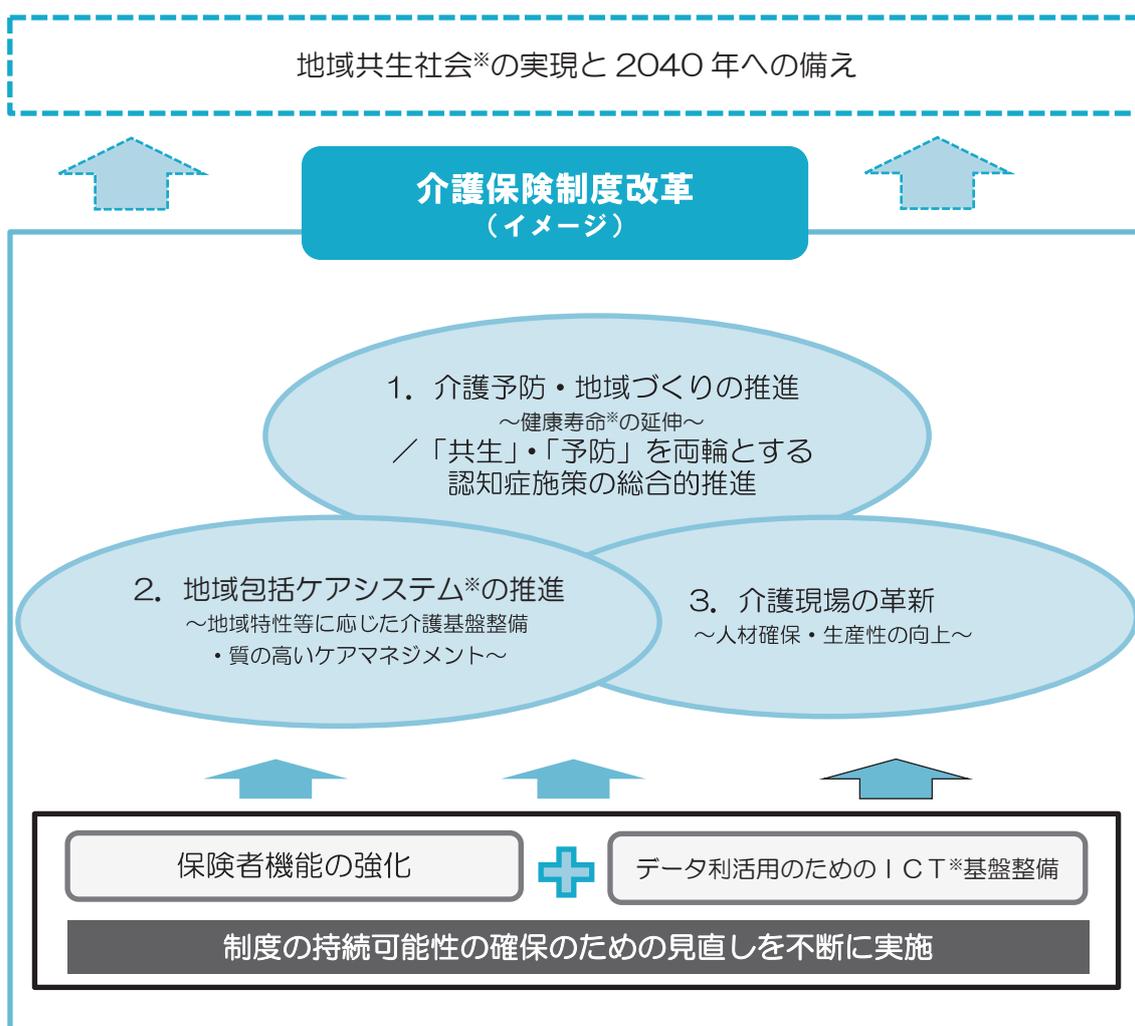
このような状況も踏まえ、第8期目黒区介護保険事業計画では、様々な社会状況に対応するとともに、令和7年（2025年）に向けて、さらにはその先の令和22年（2040年）を見据え、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステム^{*}の推進、認知症施策の総合的な推進等を重点課題に掲げ、各種取組を推進していくこととしました。

2 制度改正等の動向

第8期計画に合わせて行われる今回の制度改正は、令和7年（2025年）に向けた地域包括ケアシステム^{*}の推進や介護人材不足などの足下の課題に対応するとともに、介護サービス需要が一層増加・多様化し、現役世代（担い手）の減少が進む令和22年（2040年）を見据えて、また、地域共生社会^{*}の実現を目指して、介護保険が制度の持続可能性を確保しながら、高齢者の自立支援・重度化防止や日常生活支援といった役割・機能を果たし続けられるよう、制度の整備や取組の強化を図るものです。

区市町村においては、介護保険の保険者として、また、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情を踏まえながら、介護保険制度を適切に運営するとともに、介護予防・地域づくり、「共生」・「予防」の認知症施策、介護基盤整備、介護現場の革新等の取組が推進されることが求められています。

【介護保険制度改革の全体像】



(1) 地域共生社会*の実現

人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会*」の実現が目指されています。

これまで、介護保険制度においては、地域包括ケアシステム*を推進する観点から、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために共生型サービスが創設されたほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの分野で地域づくりに関係する取組が進められてきました。

今回の介護保険制度の見直しに当たっては、地域共生社会*の実現に向け、区市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の措置が講じられています。

(2) 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命*の延伸）

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的といえます。この目的の実現に向けて、平成18年度に地域支援事業が創設され、介護予防事業が始まりました。

現在は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の中に「一般介護予防事業」が創設され、この事業の中で住民主体の通いの場の取組が推進されており、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組を行うこととされています。

第8期に向けては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できるよう法整備が行われ、例えば、通いの場で生活習慣病*予防の観点も踏まえて住民の行動変容を促すなど、医療と介護のデータを活用した効果的・効率的な取組を推進していくこととされました。

(3) 保険者機能の強化（地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステム*を推進するとともに制度の持続可能性を確保するために、平成29年の介護保険法改正により、保険者が地域の課題を分析して自立支援・重度化防止に取り組むことが義務付けられるとともに、財政的インセンティブの付与等の制度が設けられました。

第8期では、介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、インセンティブの評価指標の見直し等が行われるとともに、効果的・効率的な介護の実現を目的として、

介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報）の利活用を更に推進するため、制度面・システム面での環境の整備が図られます。

（４）地域包括ケアシステム^{*}の推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大するとともに、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれています。一方で、高齢化の度合いには地域差がみられることから、必要なサービスの内容やそれらサービス基盤の整備の在り方、医療・介護の連携など、地域包括ケアシステム^{*}の推進に向けた取組は、区市町村ごとに、地域の実情に応じて工夫しながら進めていく必要があります。また、近年では、高齢者向け住まい（有料老人ホームなど）の定員数が大きく増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっており、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えています。

これらのことから、介護サービス基盤の整備については、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、高齢者向け住まいの実態を踏まえながら計画的に進めていくことが求められています。

（５）認知症施策の総合的な推進

認知症の人の数は、令和7年（2025年）には約700万人になると推計され、65歳以上高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。令和元年6月には「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策が推進されています。

これを受けて、介護保険法に認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務の規定が設けられました。

（６）持続可能な制度の構築・介護現場の革新

令和7年（2025年）以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。

現在、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、更に外国人材の受入れ環境整備など、総合的な介護人材確保対策が実施されていますが、更なる取組が必要とされています。

今後は、人的制約がある中で質の高いサービスが提供できる環境を整備していくために、介護現場における業務仕分けやロボット・ICT^{*}の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組を進めていくこととされました。

3 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

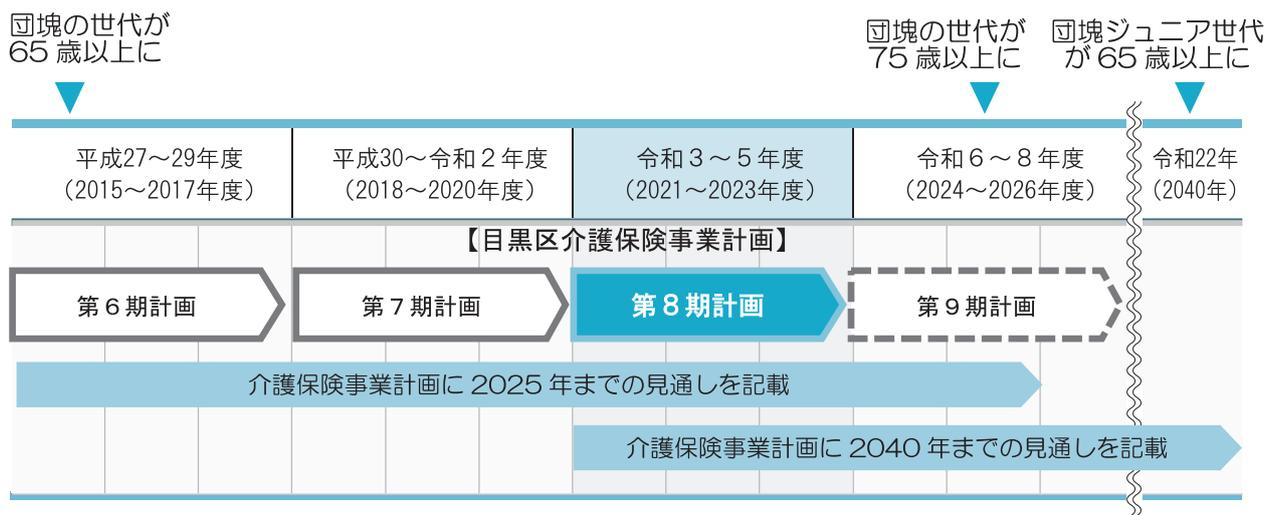
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本区における介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施に関して定めるもので、目黒区基本計画の補助計画として位置づけられています。

また、介護保険事業計画は、地域福祉計画と老人福祉計画の性格を併せ持つ目黒区保健医療福祉計画との整合を図るとともに、本区の高齢者の福祉に関係する各種計画との調和を保つよう策定しています。さらには、都の介護保険事業支援計画及び医療計画と連携を図っています。

(2) 計画期間

介護保険料は概ね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないとされているため、その算定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定める介護保険事業計画は、3年を1期として作成します。

今回の第8期介護保険事業計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、その後の計画については、第8期介護保険事業計画に係る検証等を行った上で、令和5年度（2023年度）に必要な見直しを行い策定します。



4 計画策定のための体制等

(1) 目黒区地域福祉審議会における検討

区では、福祉に係る計画の重要な事項について総合的に検討し、施策の推進を図るため、区長の付属機関として目黒区地域福祉審議会を設置しています。

第8期介護保険事業計画の策定に当たっては、令和元年7月に地域福祉審議会に基本的方向について諮問し、地域福祉審議会の小委員会である計画改定専門委員会での検討を経て、令和2年9月に答申を受けました。

(2) 被保険者等の意見反映のための取組

本計画の素案をとりまとめた段階で公表するとともに、オープンハウス方式による素案説明会の開催及び意見募集を実施し、関係団体、被保険者を含む区民から広く意見を求めました。

(3) 都との連携

本区の介護保険事業計画を策定する上で、都の介護保険事業支援計画及び医療計画との広域的調整が必要であるため、当該計画と整合を図るよう、都と連携しました。

(4) 要介護者等の実態の把握

令和元年11月～12月に、介護保険制度や介護保険料に対する区民の意向及び地域の実情等を把握するために、「第8期介護保険事業計画策定の基礎資料のための調査」及び「高齢者の生活に関する調査」を実施し、要介護者等の実態の把握に努めました。

調査種別	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
①介護保険居宅サービス利用者調査	介護保険居宅サービスを利用している、要介護1～5の被保険者	2,000	845	42.3%
②介護保険サービス未利用者調査	認定を受けているが、介護サービスを利用していない要介護1～5の第1号被保険者	500	207	41.4%
③在宅介護実態調査	調査種別①、②の配布対象者を介護している家族等	2,500	822	32.9%
④介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	区内在住の要支援2以下の第1号被保険者（要介護認定を受けていない被保険者を含む）	3,500	2,119	60.5%
⑤サービス提供事業所調査	目黒区被保険者5人以上に介護サービスを提供している区内及び区外の事業所（みなし指定事業所を除く）	300	172	57.3%
⑥高齢者の生活に関する調査	区内在住の65歳以上の高齢者（調査種別①、②、④の配布対象者を除く）	3,000	1,799	60.0%

(5) 地域ケア会議による検討

地域包括ケアシステム*の実現のため、定期的に開催する地域ケア個別会議において、多職種協働による個別事例の検討を行っています。そこで明らかになった地域課題について、地域ケア推進会議において、関係機関、地域住民、行政などで共有し、解決に向けた地域づくり、資源開発について検討を行いました。

5 計画の進捗管理

(1) 適切な対応策の検討

各年度において、次の項目について状況等を把握し、実施状況が計画と大きく異なる場合には、その原因を分析するとともに、適切な対応策を検討します。

- 要支援・要介護認定者数
- 各サービスの利用者数
- 各サービスの利用実績
- サービス基盤の整備
- 地域支援事業の実績
- 事業経費

(2) 目黒区地域福祉審議会への報告及び意見聴取

介護保険事業計画の進捗状況及び実績については、適宜、地域福祉審議会に報告を行い、その意見を踏まえて対応策の検討等を行っていきます。